

諮問庁：国立大学法人千葉大学

諮問日：平成28年4月4日（平成28年（独個）諮問第4号）

答申日：平成28年7月13日（平成28年度（独個）答申第4号）

事件名：本人に係る他の在籍者とのトラブル等に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書6に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条2項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人千葉大学（以下「千葉大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年2月18日付け千大総第22号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立書

ア 異議申立ての趣旨

原処分の結果通知書の「2 不開示とした部分とその理由」に係る
1. ②委員会委員の姓及び③開示請求者を含む在籍者について委員が認識している具体的言動等及びこれに対する評価、所見、指導内容等の開示

イ 異議申立ての理由

「異議申立理由書」記載のとおり。

【異議申立理由書】

異議申立書記載の処分は、以下述べるとおり、違法または不当な決定である。

(ア) 手続的違法又は不当な理由

平成28年1月14日、当方が千葉大学企画総務部総務課へ保有個人情報開示請求書及び法人文書開示請求書を提出したところ、手

続的不備がないにも関わらず、窓口担当者は「法人文書については文書があるかどうか確認してから手数料を決定する。」として、個人情報開示請求書ともども受理を先延ばしとした。これにより、請求書が到達しているにも関わらず、6日遅れ（1月20日）の受理となり、情報開示請求に損害を被った。おって、本件処分は当方に帰責事由がなく、補正期間にも含まれないことは明白であることから違法である。

(イ) 実体的違法または不当な理由

A 特定日Xに行われた特定附属学校（以下「学校」という。）側との話し合いにおいて、当方が子に係る「いじめ防止対策推進法8条及び9条の遂行状況」を確認したところ、校長からは「適正に対処している。」と回答があった。

おって、同校長に対し、適正対処の事実確認をするべく、同法23条（いじめに対する措置）の取組状況を聴取したところ、「本人たちが否定しているのにも関わらず、それを先方の保護者に報告した場合、『うちの子を信用しないのか。』ということになる。」と返答があった。

なお、これは「特定時期に特定行為を受けたことについて、加害者の保護者に対し報告していないのはなぜか」と問うたものである。

これらを勘案すれば、同法23条5項に規定する「いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他必要な措置を講ずるものとする。」ということに反する。加えて、同校長は話し合いに係る報告を学部に上げるとしていたが、同報告書が開示文書の中に含まれていないのは不当である。

B 文書2から4については、開催年月日を開示していないが、不開示理由は見当たらない。

また、文書4にいたっては、表題の開示もなされていない。仮にそれらの記載がないというのならば、どのように文書特定されたのか疑義があり、開示がなされないことは不当である。

C 決定通知書の2不開示とした部分とその理由1.（2）アにおいて、「上記②を内容とする部分は、法14条2号ただし書イに該当するとは認められず、また、同号ただし書ロ及びハに該当すべき事情も認められない。」としているが、本件は度重なるいじめが原因で病気が発症したもので、同号ただし書きロ「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」である。学校がこれを「開示することにより当該委員が在籍者等からの様々な質問や

苦情，批判またはいわれのない非難を受ける可能性を生じさせかねない」とするのは本末転倒であり，重大な人権侵害と言わざるを得ない。

なお，文書 5 及び 6 には当該事実が全く触れられていないが，子は継続するいじめを受けたことにより体調不良を訴え，特定日 X，特定病院で特定傷病名との診断を受けた。それから現在まで，定期的な通院治療を余儀なくされている。この病気についての診療医の特定内容の説明から，明らかに継続的ないじめにより健康被害を受けている状態であると認められる。

また，担任にはそのことを何度も伝え，特定日 X の話し合いでも，当方が当該事実を伝えている。以上を勘案すれば，校長以下同席した教諭方も同事実を承知しているにも係わらず，「法 14 条 2 号ただし書き口に該当しない」とすることは不当である。

D 特定日 B，当方と担任との面談の際に，以下のやり取りがあった。

（当方）特定日 X，当方と学校間での話し合いで申し入れた「特定行為への（当該在籍者への）再指導」についてはどうなったのか。

（担任）校長が学年全体に「特定行為はハラスメントだ。」等と指導した。校長，教務部，学年主任及び担任で話し合い，学年全体へ指導することで決まった。

（当方）個人に対する再指導を希望したが，なぜそうならなかったかを知りたいので，経緯を記録した文書のコピーをいただきたい。

（担任）教務と相談した上で回答する。

なお，特定日 C，担任から「先日の件であるが，学部長，副学部長へ話が上がっており，開示する方向で話を進めている。」旨の回答があった。

おって，特定日 D，再度担任から次のとおり連絡があった。

（担任）文書をお見せできることになった。先日の話し合いのように，校長室でお見せしたい。

（当方）コピーをいただきたいと申し上げたはずだ。それにそちらへ行く時間もない。

（担任）コピーを渡すことはできない。

（当方）それはなぜか。情報開示請求すればコピーも可のはずだが。

※ 担任が返答に窮し，しばらくして副校長に代わる。

(副長) 開示請求すれば交付に時間を要し，見られない情報も出てくるがよいか。

(当方) 黒塗りがあっても内容は理解できる程度であろう。

(副長) そうである。コピーの交付となると再度学部長へ話を上げなくてはならないため時間がかかる。早く見たくはないのか。

(当方) そうであるから，コピーの交付をお願いしている。

(副長) 了解した。学部長へ話を上げるので，再度連絡をする。

※ 特定日E，校長から連絡があった。

(校長) コピーを用意できた。このコピーについては第三者に見せたり，保護者が見る以外には使われたりしないようお願いする。

(当方) 開示請求書には請求する理由を書く欄さえない。そのようなことを言うのであれば（経緯を記録した文書の）コピーを開示請求する。

(校長) コピーをたくさんばらまくなど，そのようなことをしないようにと言っただけであって，他の方に見せるだけなら問題ない。学部長も「本部まで請求すると時間がかかるだろう。」とのことで，早めにお渡しできるようにしたのだが。

(当方) 自分の子のことであり，そのようなことをするはずがない。法に則って請求させていただく。

以上，開示請求前にこれらのやり取りがあった。

また，当初，校長は開示請求なくして文書6を開示できるとしていたことから，「法14条2号ただし書イ，ロ及びハに該当しない。」としたのは矛盾しており不当である。

(2) 意見書

ア 諮問庁は，理由説明書（下記第3）において，「特定日Xに行われた学校と異議申立人との話し合いに係る学校から教育学部への報告は，文書6及び口頭にてなされており，当該文書のほかに報告書が存在しているというのは，異議申立人の誤解である。」としているが，公的機関における組織運営上，口頭報告以外に文書による報告をしているのであれば，教育学部に本信が，学校側に決裁権者の確認印がある控えが存在するものと考えられる。また，当該文書を学部と学校の一体文書とするならば，内容を確認した教育学部決裁権者の押印された文書が残ると考えられる。

イ 諮問庁は，理由説明書において，「そもそもこれらの情報は記載されておらず，文書2，文書3に開催年月日が，文書4に表題及び開

催年月日が記載されているというのは異議申立人の誤解である。」とし、加えて、「本件対象個人情報特定に当たっては平成27年4月1日から同年12月31日までの間における在籍者の指導等に関する情報が記録されている文書全てを確認し、その内容から該当する個人情報を特定した。」としているが、特定できたというのであれば、当方が指定した期間に該当する文書であると確認できたとして読み取れない。

また、本来不開示とすべき箇所は黒塗りとされているところ、関連箇所を白抜き処理としていると思われ、そのように処理することにより情報を意図的に隠蔽している疑いが持たれる。

ウ 諮問庁は理由説明書において、「法14条2号ただし書口は、保有個人情報を開示しないと人の生命、健康、生活又は財産を保護できなくなるなどのおそれがあるなどの事情を考慮するものであって、いじめにより被害が生じているか否かといった事実の認定やその証明のために開示するものではない。」とし、加えて「先例答申（内閣府情報公開・個人情報保護審査会平成19年度（独個）答申第9号）において明らかであると認められる。」としているが、本件は「健康を保護するため、開示されることが必要な事情」と主張するものである。

なお、同諮問庁は不開示理由を「法14条5号柱書きに該当。」とし、14条2号には該当しないとしているが、平成28年2月18日付け諮問庁決定通知の2 不開示とした部分とその理由1.

(2) アでは「法14条2号本文前段に該当する。」とし、また(2) イでは「したがって上記②を内容とする部分は法14条5号柱書きにも該当する。」としていることから、理由説明書との間に矛盾が生じており、開示決定通知は明らかに不当なものである。

エ 諮問庁は理由説明書において、当方が「法14条2号ただし書イに該当すると主張しているものと解されるが、諮問庁が当該部分を不開示とした理由は、法14条4号及び5号柱書きに該当するからであり、異議申立人の主張は失当である。」としているが、特定日B、当方から文書の提供を申し入れたところ、特定日D、文書の供覧が可能であるとの連絡を受けている。おって、特定日E、校長から、「第三者に見せたり保護者が見る以外に使用したりしないように。」との条件を付し文書のコピーが用意できたとする回答があった。この回答は、法9条2項に基づくものと考えられ（そうでない場合、個人情報漏洩に該当すると思料）る。そのような対応をしておきながら、開示請求に対しては不開示処分とし、当方の主張を失当とするのは、適正手続を踏まえていない恣意的処分と言わざるを

得ない。

オ 諮問庁は「不開示情報該当性の有無を巡る実体的判断を求めるものではない。」としているが、恣意的に不開示処分としている疑いがあることを鑑みれば、違法及び不当であり、原処分は不適切である。

カ 以上のことから、本件処分については、重大な瑕疵が認められ、原処分を取消し、開示することが相当である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件事案の概要

本件は、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定しその一部を不開示とした原処分に対して異議申立てが提起されたものである。

2 異議申立人の主張及び諮問庁の説明

(1) 異議申立人は、「異議申立理由書」(上記第2の2(1)イ)において、学校の校長は特定日Xに行われた学校と異議申立人との話合いに係る報告を教育学部に上げるとしていたが、同報告書が開示文書の中に含まれていないのは不当であると述べており、学校から教育学部に宛てた報告書が存在していることを前提に、同報告書を開示すべきであると主張しているものと解されるが、学校から教育学部への報告は、文書6及び口頭にてなされており、当該文書のほかに報告書が存在しているというのは、異議申立人の誤解である。

なお、諮問に際しては、再度探索を行ったが、同報告書に該当する法人文書の存在は確認できなかった。

(2) 異議申立人は、「異議申立理由書」において、文書2から4については、開催年月日を開示していないが、不開示理由は見当たらない。また、文書4にいたっては、表題の開示もなされていない。仮にそれらの記載がないというのならば、どのように文書特定されたのか疑義があり、開示がなされないことは不当であると述べており、文書2及び文書3に開催年月日が、文書4に表題及び開催年月日が記載されていることを前提に、これらの情報が記載されている部分を開示すべきであると主張しているものと解されるが、そもそもこれらの情報は記載されておらず、文書2及び文書3に開催年月日が、文書4に表題及び開催年月日が記載されているというのは、異議申立人の誤解である。

なお、本件対象保有個人情報の特定に当たっては、平成27年4月1日から同年12月31日までの間における在籍者の指導等に関する情報が記録されている文書を全てを確認し、その内容から該当する保有個人情報を特定した。

(3) 異議申立人は、「異議申立理由書」において、不開示とした部分のうち、委員会委員の姓について、いじめが原因で病気が発症し、健康被害

を受けたとして、法14条2号ただし書口に該当しないとすることは不当であると述べており、法14条2号ただし書口の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当する旨主張しているものと解される。

しかし、法14条2号ただし書口は、保有個人情報を開示しないと「人の生命、健康、生活又は財産を保護」できなくなるおそれがあるなどの事情を考慮するものであって、いじめにより被害が生じているか否かといった事実の認定やその証明のために開示するものではない。

このことは、先例答申（内閣府情報公開・個人情報保護審査会平成19年度（独個）答申第9号）において明らかであると認められる。

したがって、本件においては、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる事情は見当たらない。

また、開示決定通知書にも記載したとおり、当該不開示部分は法14条5号柱書きにも該当する。

なお、異議申立人は、当該不開示部分が法14条2号ただし書口に該当するとした上で、「学校がこれを「開示することにより当該委員が在籍者等からの様々な質問や苦情、批判またはいわれのない非難を受ける可能性を生じさせかねない」とするのは本末転倒であり、重大な人権侵害」である旨を主張するが、当該不開示理由は、法14条5号柱書きに該当することに係る理由であって、法14条2号に該当することの理由ではない。

- (4) 異議申立人は、「異議申立理由書」において、校長は開示請求なくして文書6を開示できるとしていたことから、法14条2号ただし書イ、口及びハに該当しないとしたのは矛盾しており不当であると述べており、文書6において不開示とした部分について、法14条2号ただし書イに該当すると主張しているものと解されるが、諮問庁が当該部分を不開示とした理由は、法14条4号及び5号柱書きに該当するからであり、異議申立人の主張は失当である。
- (5) 異議申立人は、その他種々主張するが、不開示情報該当性の有無をめぐり実体的判断を求めるものではないので、上記(1)から(4)までの主張についてのみ、原処分 of 妥当性を主張する。
- (6) 以上のことから、異議申立人の主張にいずれも理由がなく、原処分を維持することが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年4月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月18日 審議

- ④ 同年5月9日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 同年6月20日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年7月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

(1) 本件開示請求は、別紙の1に掲げる保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙の2に掲げる文書1ないし文書6に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、その一部を法14条2号、4号及び5号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

(2) 異議申立人は、「異議申立の趣旨」は原処分の開示決定通知書の「2 不開示とした部分とその理由」の「1. ②委員会委員の姓及び③開示請求者を含む在籍者について委員が認識している具体的言動等及びこれに対する評価、所見、指導内容等の開示」である旨異議申立書に記載していることから、原処分の開示決定通知書の記載を確認すると、当該部分には「1. 文書1ないし文書4は、（本答申においては中略）当該文書に記録されている情報のうち、下記の①、②及び③を内容とする部分については、不開示とする。①開示請求者に関係のない議事の内容 ②委員会委員の姓 ③開示請求者を含む在籍者について委員が認識している具体的言動等及びこれに対する評価、所見、指導内容等」と記載されており、本件異議申立ては、形式上、文書1ないし文書4に記録された保有個人情報のみの開示を求めていると解すべきものとなっている。

しかしながら、異議申立書の「異議申立理由書」部分には、本件対象保有個人情報以外の保有個人情報の存在や文書6に記録された保有個人情報の不開示部分に関わる疑義も述べられており、理由説明書における当該疑義への諮問庁の反論に対する意見書の記載も踏まえれば、本件異議申立ては、本件対象保有個人情報の特定に係る異議及び本件対象保有個人情報（各文書に記録された開示請求者に関係のない情報を除いた情報）の不開示部分全てについての異議申立てと解し得るものであり、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件は原処分全体に対する異議申立てと解し諮問したものであるとのことである。

したがって、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の特定に係る判断について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件対象保有個人情報の特定について、異議申立人は、特定日Xの話し合いに係る教育学部への報告書があるはずであるとして異議を申し立てており、意見書においても「口頭報告以外に文書による報告をしているのであれば、教育学部に本信が、学校側に決裁権者の確認印がある控えが存在するものと考えられる。また、当該文書を学部と学校の一体文書とするならば、内容を確認した教育学部決裁権者の押印された文書が残ると考えられる。」と主張するが、上記第3の2(1)で述べたとおり、学校から教育学部への報告は、口頭によりなされたものであって、文書6はその際提示したものであり、文書による報告を別途行ったという事実はないので、異議申立人の主張はその前提を欠く。

また、諮問に際して、再度探索を行った際、異議申立人のいう教育学部決裁権者の押印された文書の存在は確認されていない。

したがって、そのような文書が存在するというのは、異議申立人の誤解である。

イ また、上記第3の2(2)で述べたように、本件対象保有個人情報の特定に当たっては、平成27年4月1日から同年12月31日までの間における在籍者の指導等に関する情報が記録されている文書を全て確認し、その内容から該当する保有個人情報を特定したところである。

文書2及び文書3については開催年月日、文書4については表題及び開催年月日が記載されておらず、開示を実施した文書からはその旨が読み取れなかったこと等から、保有個人情報の特定についての疑義が生じているが、月1回のペースで開催されている定例の生徒指導・支援相談委員会の記録は、学校の共有サーバー内に専用のフォルダを作成して保存されており、本件では、その中から、請求に該当する内容が審議されていた回次の記録である文書1ないし文書4に記録された保有個人情報を全て特定したものである。したがって、定例の生徒指導・支援相談委員会に関し、文書1ないし文書4に記録された保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報があるといった事実はない。

ウ 異議申立人からは、上記の疑義を除き、本件請求保有個人情報が記録された文書の存在について特段具体的な主張はされておらず、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報があるとすべき事情も認められないことから、原処分における保有個人情報の特定に問題はなかったものとする。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、千葉大学において本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められず、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 「委員会委員の姓」について

本件対象保有個人情報を見分すると、文書1に記録された保有個人情報のうち、生徒指導・支援相談委員会の委員（司会を行った職員及び記録を行った職員）の姓が、法14条2号本文前段及び5号柱書きに該当するとして不開示とされていることが認められる。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、学校の職員の姓が在籍者又は保護者等に対して公にされているのは当然であるが、どの職員がいかなる委員会の委員であるかは学校のホームページ等で公にはされていないことは原処分時の結果通知書に記載されたとおりであり、また、当該部分に記載された情報について、在籍者又は保護者等からの問合せがあれば伝えるといった慣行や異議申立人に対して既に伝えているといった実態はないとのことであるから、同号ただし書きに該当するとは認められず、同号ただし書き口及びハに該当するとすべき事情も認められない。

さらに、姓は特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当することから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該不開示部分は法14条2号に該当し、同条5号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 開示請求者の子以外の在籍者に関する情報について

ア 在籍者識別番号とともに当該在籍者に関する情報が記載された部分について

本件対象保有個人情報を見分すると、文書4に記録された保有個人情報のうち、開示請求者の子以外の特定の在籍者の在籍者識別番号（学校において、在籍者を識別するために一定の規則に沿って付した番号）とともに当該在籍者に対する教員の評価、所見等が記載された部分の一部が、法14条2号本文前段に該当するとして不開示とされていることが認められる。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。また、当該情報について、同号ただし書きないしハに該当するとすべき事情はいずれも認められない。さらに、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分で

ある在籍者識別番号は原処分において開示されていることから、法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は法 14 条 2 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 当該在籍者に関する情報のみが記録された部分について

本件対象保有個人情報を見分すると、文書 3 及び文書 5 に記録された保有個人情報のうち、開示請求者の子以外の特定の在籍者に対する教員の評価、所見等が記載された部分の一部が、法 14 条 2 号本文後段に該当するとして不開示とされていることが認められる。

当該部分には、在籍者の氏名、在籍者識別番号等といった直接に個人を識別できる部分は含まれていないが、これを開示すると、開示請求者において個人を特定できることとなる可能性は否定し難く、また、個人が特定された場合には、当該個人に関する具体的な情報が併せて知られることとなってその権利利益を害するおそれがあり、当該部分は法 14 条 2 号本文後段に該当すると認められる。また、当該情報は、同号ただし書イに規定する法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) その他の不開示部分について

ア 本件対象保有個人情報を見分すると、文書 1 及び文書 2 に記録された保有個人情報のうち、開示請求者の子である在籍者に対する教員の評価、所見等が記載された部分の一部が、また、文書 6 に記録された保有個人情報のうち、特定日 X に当該在籍者に係る保護者面談後に校長、副校長、担任等が行った打合せの内容等が記載された部分が、法 14 条 4 号及び 5 号柱書きに該当するとして不開示とされていることが認められる。

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該各不開示部分の法 14 条 5 号柱書き該当性に係る判断について確認させたところ、諮問庁は、原処分においては、これを開示することで、在籍者等の誤解や混乱の原因となり、ひいては、在籍者等と学校との間の信頼関係が築きにくくなる等の不都合を生じさせかねないものであるから、学校における今後の在籍者の指導及び支援に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同号柱書きに該当すると判断したものであって、諮問庁の判断も同様である旨説明する。

イ 当該各不開示部分には、各局面における、開示請求者の子である在

籍者に対する教員の評価，所見，当該在籍者に係る対処方針の検討に係る具体的な情報等の記載が認められ，これを開示すると学校における今後の在籍者の指導及び支援に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記諮問庁の説明は，これを否定し難い。

したがって，当該不開示部分は法 14 条 5 号柱書きに該当し，同条 4 号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求保有個人情報の開示請求に対し，本件対象保有個人情報を特定し，その一部を法 14 条 2 号，4 号及び 5 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については，千葉大学において，本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので，本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり，不開示とされた部分は同条 2 号及び 5 号柱書きに該当すると認められるので，同条 4 号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当であると判断した。

(第 5 部会)

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋

別紙

1 本件請求保有個人情報

平成27年4月1日から同年12月31日までの、特定附属学校の在籍者であるAに係る他の在籍者とのトラブル、他の在籍者からの嫌がらせ及び他の在籍者からのいじめに関する全ての文書に記録された保有個人情報

2 本件対象保有個人情報が記録された文書

文書1 第3回生徒指導・支援相談委員会記録

文書2 第4回生徒指導・支援相談委員会記録

文書3 第6回生徒指導・支援相談委員会記録

文書4 第9回生徒指導・支援相談委員会記録

文書5 臨時生徒指導・支援相談委員会記録

文書6 特定日X，特定日Y，特定日Zの打ち合わせ等の記録